**スライド１枚目　吹田市障がい福祉室講座資料　入門編の表紙**

吹田市では、地域自立支援協議会当事者会が作成した、障がい種別ごとの事例をまとめた冊子「当事者発の地域共生を目指して～こころ紡ぐ、我々と～」 を発行しています。本研修資料と合わせてご活用ください。

なお、冊子は市ホームページで公開しています。詳細は38ページを参照してください。

**スライド２枚目　吹田市障がい福祉室講座資料　入門編のもくじ**

はじめには２ページ

障がいの定義と種類は３ページ

障がい福祉サービス利用までの流れは５ページ

大切な視点は６ページ

身体障がいのうち、視覚障がいは７ページ、聴覚障がい・言語障がいは９ページ、盲ろう者は11ページ、肢体不自由は13ページ、内部障がいは16ページ

知的障がいは18ページ

精神障がいは20ページ

発達障がいは22ページ

難病は24ページ

重症　心身　障がいは26ページ

高次脳機能障がいは28ページ

強度行動障がいは30ページ

障がい者に関わるしるしは32ページ

障がい福祉サービスの種類は34ページ

障がい福祉サービス利用までの流れの詳細は35ページ

障がい福祉室グループ紹介は36ページ

地域の障がい者相談支援センターは37ページ

参考資料紹介は38ページ

吹田市においては、「障害」の「害」についてひらがなで「障がい」と表記していますが、法令、条例、規則や、ほかの文書を引用する場合は漢字で「障害」と記しています。

**２ページ　はじめに**

本講座資料作成にあたって

障がい福祉室に新たに配属になった職員向けに、障がい福祉の入口として、入門編と位置づけて本講座資料を作成しました。

なるべく専門的な用語を使わないように心がけて、やさしい日本語で作りました。そのため、不十分な点もあるかもしれませんが、まずは障がい福祉に触れる一歩として作成しています。

また、平成28年４月に施行された障害者差別解消法をふまえて、市民のみなさまにも、障がい福祉の入り口として活用いただき、理解を深めていただけるよう、本講座資料をホームページで公開します。

地域や企業などでの研修資料として活用いただき、多くの人に障がい福祉について理解を深めていただけると幸いです。

**３ページ　障がいの定義と種類**

障がい者とは、「身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と、障害者基本法第２条第１項に定められています。

また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものをいう。」と、障害者基本法第２条第２項に定められています。

社会的障壁には４つのバリアがあります。

１つ目は、「物理的なバリア」で、例えば車いす利用者にとっての階段です。

２つ目は、「制度的なバリア」で、例えば補助犬の入店拒否です。

３つ目は、「文化・情報面でのバリア」で、例えば「避難してください！」などの緊急時のアナウンスを音声のみですることです。

４つ目は、「意識的なバリア」で、例えば「障がい者は何々だ」という決めつけです。

**４ページ　障がいの定義と種類（つづき）**

障がい福祉サービスを受けられる障がいの種類は、障害者総合支援法第４条第１項で決まっています。

身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、指定難病です。

障がい者手帳は３種類あります。

身体障がい者手帳は、１級から６級まであり、数字が小さいほど重度です。吹田市内で身体障がい者手帳を持っている人は、令和５年度末で12,043人です。

療育手帳は、大阪市と堺市以外の大阪府内では、Aが重度、B1が中度、B2が軽度です。吹田市内で療育手帳を持っている人は、令和５年度末で3,372人です。

精神障がい者保健福祉手帳は、１級から３級まであり、数字が小さいほど重度です。吹田市内で精神障がい者保健福祉手帳を持っている人は、令和５年度末で3,892人です。

**５ページ　障がい福祉サービス利用までの流れ**

まずは、障がい者手帳取得のための相談や申請を行います。

障がい者手帳を取得してから、サービス利用の相談をします。ただし、手帳を申請せずにサービス利用の相談から始まる場合もあります。

その次に、サービス利用申請と面談を行い、障がい支援区分の認定を行います。

その次に、支給決定とサービス受給者証が発行されると、サービス利用を開始できます。

**６ページ　大切な視点**

一つ目は「ひとそれぞれ」の視点です。

障がいがあってもなくても、私たちは皆、ひとりひとり違います。思いも考えもさまざまです。

他の人からは障がいがあることがわからない人も多くいます。

二つ目は「もし…」の視点です。

「もしかしたら」「もし自分だったら」といった、「想像をすること」がとても大切です。

次のページから、障がい種別ごとの紹介です。

**７ページ　身体障がいの１つ目　視覚障がい**

どんな障がいかを説明します。

視覚障がいは、全盲という全く見えない状態と、弱視という見えづらい状態の２種類があります。

弱視の状態には、ほとんど見えない、文字や風景がぼやけて見える、光がまぶしい、暗いところが見えにくい、物が一部しか見えないなどがあります。

困りごとの例をいくつかあげます。

慣れない場所で周りの状況が分からないと不安

紙に書いている文字だけでは伝わらない

身の周りの変化について、言葉での説明が必要

視覚障がいのある人で点字が読めない人もいる

点字ブロックの上に人がいたり物があると進むことができないなどです。

**８ページ　身体障がいの１つ目　視覚障がい（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

突然身体に触れると驚かせてしまうので、できるだけ正面から話しかける

点字や音声の情報をできるだけ増やす

点字ブロックの上に物を置かない

物の位置や大きさ、形などを伝える時は具体的に伝えるなどです。

例えば、「こちら、あちら、これ、あれ」という言葉で伝えるのはよくありません。

「２０センチ左に」、「時計で９時の方向に」、「リンゴ２個分くらいの大きさ」、「500ミリリットルのペットボトルくらいの長さ」、と伝えます。

白い杖を頭上50cmぐらいのところに掲げているかたを見かけたら、それはSOS（助けて）のサインです。「はくじょうSOSシグナル」と言います。正面から声をかけ、何に困っているのか聞いて、サポートしましょう。

**９ページ　身体障がいの２つ目　聴覚障がい・言語障がい**

どんな障がいかを説明します。

聴覚障がいは、「ろう」という全く聞こえない状態と、「難聴」という聞こえにくい状態があります。

言語障がいは、大きく２種類あります。

言語機能の障がいには失語症、言語発達障がいなどがあり、言葉を理解することや表現することが難しいです。

音声機能の障がいには口の中の器官の障がいや吃音症などがあり、発音や声を発することが難しいです。

聴覚障がいのある人の困りごとの例をいくつかあげます。

おと　による情報が入ってこないため、周りの状況が理解できないことが多い

補聴器をつけていても、にぎやかな場所では聞こえづらいなどがあります。

補聴器とは、聴くことを助けてくれる道具です。

言語障がいのある人の困りごとは、相手に話しかけようとしていることを気付いてもらえないことがあります。

聴覚障がいのある人、言語障がいのある人の困りごとは、他の人から見てわかりにくいため、障がいがあると気づいてもらえないことがあります。

**10ページ　身体障がいの２つ目　聴覚障がい・言語障がい（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

声をかけるときは、正面からしっかりと顔を見て、ゆっくりと

３人以上で会話するときは状況をこまめに伝えて、本人が会話に入りやすいように

困っているときは、手話や身振り、文字で書く、つまり筆談などで状況を伝える

言語障がいがある人の言葉が聞き取りにくいときには、わかったふりをせずに、きちんと内容を確認するなどです。

さまざまなコミュニケーション方法があります。

筆談とは互いに文字を書いて伝える方法です。

口話とは相手の口の動きを読み取る方法です。

手話とは手指や顔の表情を使って表す言語です。

要約筆記とはおとで話している内容をまとめて、つまり要約して、その場でパソコンや手書きにして伝える方法です。

最近では音声を聴き取って文字に変換するアプリを活用する方法もあります。

手話マークや筆談マークは、手話や筆談で対応しますということを表すマークです。

聴覚障がいのある人自身がコミュニケーションへの心配りを求めるときにも使います。

**11ページ　身体障がいの３つ目　盲ろう者**

どんな障がいかを説明します。

盲ろう者は、 視覚と聴覚の両方に障がいがある人です。

大きく４つの状態に分けられます。

全盲ろうとは、全く見えず、全く聞こえない状態です。

盲難聴とは、全く見えず、少し聞こえる状態です。

弱視ろうとは、少し見えて、全く聞こえない状態です。

弱視難聴とは、少し見えて、少し聞こえる状態です。

困りごとの例をいくつかあげます。

身の周りの状況がわからないので、一人で出かけたり、移動することが難しい

人とコミュニケーションをとることが難しい

周りに人がいるのかどうかが分からない

災害のとき、急に何かが起きたとき、支援者がいないとき、自分一人では逃げられないなどです。

**12ページ　身体障がいの３つ目　盲ろう者（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

その人に合ったコミュニケーション方法を見つける

一人で困っている様子や、支援が必要な状況を見かけたら、本人が安全な場所に行けるように支援したり、他に支援できる人を見つけるなどです。

さまざまなコミュニケーション方法があります。

指点字とは、両手３本ずつ６本の指を点字の６点に見立てて、盲ろう者の指を直接たたいて点字を表す方法です。

手のひら書きとは、手のひらに指先などで文字を書き伝える方法です。

触手話とは、手話に直接触れて形を読み取る方法です。

接近手話とは、弱視ろうの人に、見えやすい位置で手話を行う方法です。

筆記とは、弱視ろうの人に、会話や状況を文字で書いて伝える方法です。

音声とは、おとが聞こえる人に、声の大きさ、速さ、話し方のメリハリなど、聞こえかたに合わせておとで伝える方法です。

**13ページ　身体障がいの４つ目　肢体不自由**

どんな障がいかを説明します。

肢体不自由は、手や足、体幹の一部または全部に障がいがあることです。

体幹とは、首から上と、腕、足を除いた、身体全体のことです。

障がいのある部位や程度はひとそれぞれです。

食事、入浴、移動など毎日の生活で必要な動作に困らない程度や、杖や車いす、人工の足である義足などが必要な程度、毎日の生活で必要な動作、つまり日常生活動作の多くに支援が必要な程度などです。

原因はさまざまで

生まれたときから、つまり先天性の病気によるものや、関節等が変形したことによるもの、手足や脳、 せきずいの神経が傷つくことによるものなどです。

身体の状態もさまざまで

感覚の鈍さや、動かそうと思っても体の一部が思いどおりに動かないなどの身体のまひや、言葉の不自由さ、記憶力の低下、感情の不安定さなどが同時に起こることもあります。

**14ページ　身体障がいの４つ目　肢体不自由（つづき）**

困りごとの例をいくつかあげます。

車いすで動くときに十分なスペースがなく、移動できないことがある

少しの段差でも越えることが難しい

自動ドアではない扉の開け閉めができない

エレベーターや電車の乗り降りに時間がかかる

物をつかむ、手に取る・運ぶことが難しい

言語障がいもある場合、言葉を発することが難しい

顔や手足が自分の思いとは関係なく動いてしまう

まひや言語障がいのため、 自分の考えや気持ちを伝えにくいことがある

せきずいのけがなどが原因で、体温の調節が難しいなどです。

**15ページ　身体障がいの４つ目　肢体不自由（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

相手にどのような障がい、不自由があるか、どのような支援を必要としているのかを確認する

言葉が聞き取りにくいときは、きちんと内容を確認する

例えば、何々ということでしょうか？、何々ということで良いでしょうか？などと聞く

家族や支援者が一緒にいても、必ず本人の考えや気持ちを確認する

車いす利用者に話しかけるときには、腰を低くし、同じ目線で話す

バリアフリー化されたトイレ、車いすマークの駐車スぺースなどは必要な人が必要なときに利用できるようにする

移動に困っている人を見かけたらお手伝いの声かけを、などです。

**16ページ　身体障がいの５つ目　内部障がい**

どんな障がいかを説明します。

内部障がいとは、内臓機能の障がいのことです。

内臓機能とは、心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・肝臓・免疫機能などです。

疲れやすい、運動が制限されている、特別な用具（人工肛門・人工ぼうこうなど）を使用して生活している人がいます。

困りごとの例をいくつかあげます。

他の人から見て、障がいがあることが分かりにくく、周りから理解されにくい

免疫、つまり病気に打ち勝つ力が落ちていることが多く、体力がない人、疲れやすい人が多い

たばこの煙が苦しい

障がい者用のトイレがないなどです。

オストメイトについては33ページで説明します。

**17ページ　身体障がいの５つ目　内部障がい（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

携帯電話の電波は生命にかかわるため、電車・バスでの携帯電話の使用はルールを守ること

免疫が落ちていることが多いため、風邪などの感染症をうつさないように

じん臓に障がいのある人は定期的な通院が必要なため、働く時間への心配りをする、などです。

ハート・プラスマークとは、内部障がいへの理解を求める、または内部障がいがあることを示すためのマーク。街中や公共交通機関等でこのマークを見かけたときは、内部機能障がいをお持ちの方への心配りを。

**18ページ　知的障がい**

どんな障がいかを説明します。

知的障がいとは、知的な発達の遅れによって、毎日の生活に困りごとがあり、支援が必要な状態のことです。

苦手なことは、複雑な会話を理解すること、読み・書き・計算、自分の考えや気持ちを表現することです。

ひとりで行動できる人、支援者と一緒に行動している人などさまざまで、個人差があります。

支援があればできることが増えます。

困りごとの例をいくつかあげます。

危険だと分からずに危ない行動をしてしまう

うまく助けを求めることができない

状況が変わるとそれに合わせた対応ができない

ひっくりかえる、泣きわめく、飛び跳ねるなどのパニック行動が現れるなどです。

**19ページ　知的障がい（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

話しかけるときは、ゆっくり、やさしく、ていねいに

内容を理解できているか、こまめに確認しながら話す

相手が理解しやすい方法、言葉や表現で説明する

言葉だけではなく、絵、写真、図などを使う

年齢に応じたコミュニケーションを、子どもに対するような接し方はしない

家族や支援者が一緒にいても、必ず本人の考えや気持ちを確認する

いくつかの文章に分けて、分かりやすく

例えば、「今日は雨が降っているので、かさと、荷物を拭くためにタオルを持っていきましょう。」ではなく、「今日は雨が降っています。かさを持ちましょう。タオルを持ちましょう。」などです。

**20ページ　精神障がい**

どんな障がいかを説明します。

精神疾患のために、日常生活や社会生活がしづらくなった状態のことです。

自分のしんどさに気づきにくかったり、周りの人からも理解されにくいことがあります。

早めの治療や、本人と周りの人が正しい知識を持ちしんどさのサインを知ることが大切です。

精神疾患とは、統合失調症、うつ病などの気分障がい、不安障がい、てんかん、パーソナリティ障がい、依存症などの心や脳の病気です。てんかんとは、意識を失う、けいれんするといったてんかん発作を繰り返し引き起こす障がいで、ストレスでも引き起こされます。

困りごとの例をいくつかあげます。

何かをよく考えて決めたり、行動をコントロールすることが難しい

自分の気持ちとは違う行動をすることがある

疲れやすく、集中力や気力が低下すると、「やる気がない」「怠けている」と誤解される

疲れを自覚できずに活動しすぎると、必要な休みが取れない、周囲の人とうまくいかなくなるなどです。

**21ページ　精神障がい（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

落ち込んでいる人を励ますことは、本人の大きなストレスになることも

「なにもしない」、「いつもどおりにする」ことも大切な配慮

本人のペースに合わせた声かけが大切

病気の状態や困りごとは人によってちがうので、一人ひとりの気持ちに寄り添う

てんかん発作が起きた場合、叩いたり揺さぶったりせず、落ち着いて周りの安全を確保して救急車を呼ぶなどです。

**22ページ　発達障がい**

どんな障がいかを説明します。

発達障害者支援法に定義されている障がい名に基づいて記載します。

自閉症スペクトラム障がい、ASDは、特定のことへの強いこだわり、コミュニケーションが苦手、得意と苦手の差が大きいです。

注意欠陥多動性障がい、ADHDは、集中力が続かない、じっとしていられない、考えずに行動してしまう

限局性学習障がい、SLDは、「読み」、「書き」、「計算」など特定のものだけがとても苦手です。

複数の障がいが重なったり、知的障がいを伴うこともあります。

困りごとの例をいくつかあげます。

他の人からはわかりにくい障がいのため、理解されない

「知らないこと」、「初めてのこと」などが苦手

相手の気持ちやその場の雰囲気を想像することができない

勢いで行動して同じミスを繰り返す

会話はできるが、文字を読むことができないなどです。

**23ページ　発達障がい（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

一度にたくさんのことを伝えず、一つずつ伝える

メモに書いて渡すなど、目で見てわかるように伝える

文字を読み上げて伝える

耳で聞き取ることが得意な人もいます

最初に予定やスケジュールを伝えて、先の見通しが持てるようにする

あいまいな表現ではなく、数で伝えるなど具体的に説明する

例えば、「ちょっと待って」、「これをしまっておいて」、ではなく、「あと10分待って」、「卵を冷蔵庫の２段目の棚にしまっておいて」、と説明する

本人に必要な支援を本人と一緒に考えるなどです。

**24ページ　難病**

どんな障がいかを説明します。

原因がわからないため、治療が難しいです。

治りにくく、長引く病気です。

完全に治らなくても、治療や体調の管理を続ければ、普通に生活ができる状態になることが多いです。

指定難病であれば障がい福祉サービス等を受ける対象となります。

指定難病として、令和６年度時点で約３６０の病気を指定しています。

困りごとの例をいくつかあげます。

病気があることがわかりにくく、周りの人から誤解されることがある

病気の状態を管理するために、生活にさまざまな工夫や処置が必要

病気の状態に変化がある

定期的な通院が必要な人が多い

ストレスや疲れにより病気の状態が悪化する場合があるなどです。

**25ページ　難病（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

病気そのものや病気を治す中で生まれる苦しみ、生活する上での苦労があることを知る

病気であることに関わらず、一人ひとりのありのままの姿を理解する

仕事や活動の合間の休憩や、通院が必要だということへの理解などです。

**26ページ　重症　心身　障がい**

どんな障がいかを説明します。

重症　心身　障がいとは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複していることです。

毎日の生活に医療的なケアが必要なこともあります。

医療的なケアとは、人工呼吸器、たんの吸引、経管栄養、気管切開などです。

困りごとの例をいくつかあげます。

口の動きや目の動きで考えや気持ちを表現するので、本人のことをよく知っている人でなければ理解しにくい

免疫力が低下している人が多い

体温調節がむずかしく、服のこまめな調整が必要などです。

**27ページ　重症　心身　障がい（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

家族や支援者が一緒にいても、必ず本人の考えや気持ちを確認し、本人の思いを大事にする

言葉、絵、写真など、さまざまな方法を試して、その人に合ったコミュニケーション方法を見つけるなどです。

**28ページ　高次脳機能障がい**

どんな障がいかを説明します。

けがや、脳出血・脳梗塞などの病気で、脳がダメージを受けて起きる障がいです。

病気の状態はさまざまで、ダメージを受けた脳の場所や大きさによって変わります。

主な症状は、疲れやすい、集中力が続かない、すぐに忘れる、カッとなりやすい、ミスが多くなる、言語障がいや失語症があるなどです。失語症とは、文字が読めない・書けない、言葉が出てこず話せない、相手の言葉が理解できないなどの症状です。

困りごとの例をいくつかあげます。

言葉が出てこない、会話が理解できない

すぐに怒る、突然泣く、笑うなど、感情が不安定

やってはいけないとわかっていても、それをしてしまう

今までできていたことができなくなる

すぐに物事を忘れたり、勘違いをしたりするなどです。

**29ページ　高次脳機能障がい（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

休むときと活動するときのメリハリをつけられるように心配りする

言葉だけではなく、 絵、写真、図などを使って説明や会話をする

はい、いいえで答えられる質問をする

落ち着くことができる環境を作る

やることの順番を分かりやすくするなどです。

誰にでも起こりうる障がいです。

けがや病気から起こる、生まれたあとの障がいです。

他の人からはわかりづらく、「見えない障がい」とも言われます。

今までできていたことができなくなり、生活が大きく変わることも多く、本人や家族は辛い気持ちを抱えやすいです。

周りの人が理解し、一緒に環境を整えていく必要があります。

**30ページ　強度行動障がい**

どんな障がいかを説明します。

医学的な定義ではなく、障がいの種別を表すものでもありません。

周りの人を困らせたり、周りの人のくらしに影響を及ぼす行動が多く見られる「状態」のことです。

本人が持っている「生きづらさ」があり、必要な支援や、わかりやすい環境がないことから起こります。

こんな特徴があると５つ挙げます。

例えば「どうしても何々をしてしまう」、「何々することを止められない」といった激しいこだわり

かみつく、殴る、蹴る等の暴力で人を傷つけてしまう、たしょう

睡眠の乱れ

自分自身を傷つける、じしょう

排泄物や石などの食べられないものを食べる、これを異食といいます。

こういった特徴があります。

困りごとの例をいくつかあげます。

支援が難しいため、障がい福祉サービスの利用を断られる

支援する人が対応に困り、虐待につながってしまうことがあるなどです。

**31ページ　強度行動障がい（つづき）**

必要な配慮の例をいくつかあげます。

周りの人を困らせる行動は「本人が困っているサインを出している」、と考える

本人がどのような状態にあるかを正しく理解することがなによりも重要

周りの人との関わりや対応によって本人が学んだ結果、「強度行動障がい」の状態になっていることを理解するなどがあります。

そのため、生活していくためのスキル、コミュニケーションスキルといった生きていく力を、本人にとってわかりやすい方法で本人自身が学ぶことが大切です。

また、本人の状態に合わせた環境を設定することも必要です。

例えば、周りの人には小さなおとでも、本人にはとても大きなおとに聞こえる場合には、静かな環境を作る。

思いが伝えられなくて暴れてしまう場合には、本人がわかる絵や文字で気持ちを伝える方法を用意する。

先の見通しが持てず落ち着かない場合には、スケジュールボード等を用いて先の見通しが持てるようにするなどです。

**32ページ　障がい者に関わるしるし（身に着けるもの）**

ヘルプマークは、外から見てわからない障がい、例えば義足、人工関節、内部障がい、難病などがあって、サポートが必要なことを伝えています。

見かけたら手助けや心配りを！

ハート・プラスマークは、内部障がいがあって、サポートが必要なことを伝えています。

見かけたら手助けや心配りを！

耳マークは、耳が聞こえづらい、聞こえないことを伝えています。

見かけたら手話や筆談でお話を！

貼ってある施設は、手話や筆談で対応することができます。

手話マークや筆談マークは、手話や筆談でお話をしてほしいことを伝えています。

見かけたら手話や筆談でお話を！

身体障がい者標識が貼ってある車は、肢体不自由の障がいがある人が運転している車です。

**33ページ　障がい者に関わるしるし（建物・施設に掲示してあるもの）**

車いすのイラストの国際シンボルマークは、障がいのある人が優先して使えることを表します。車いすのイラストですが、障がいのある全ての方のためのマークで、世界のどこでも見かけます！

白杖を使っている人のイラストの国際シンボルマークは、視覚障がいがあることを伝えています。貼ってある施設は視覚障がいのある人にとって安全な施設です。世界のどこでも見かけます！

ほじょ犬マークは、身体障がいのある人が盲導犬、聴導犬、介助犬といった補助犬と一緒に行動することを伝えています。貼ってある施設は補助犬と一緒にぜひ使ってください！と表しています。

オストメイトマークは、人工肛門・人工ぼうこうを造設している人、つまりオストメイトのための施設を表しています。主にトイレに掲示があります。

ハート・プラスマークが貼ってある施設は、内部障がいのある人が優先して使えます。駐車場などに掲示があります。

耳マークや手話マーク、筆談マークが貼ってある施設は、手話や筆談で対応できることを表しています。

**34ページ　障がい福祉サービスの種類**

訪問系には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等があります。家に行って介護をしたり、家の用事を行ったり、外に出るとき、お出かけするときの支援です。

日中活動系には、短期入所、療養介護、生活介護があります。昼間に活動するためのところで、いつも介護が必要な人が対象です。

訓練系・就労系には、就労移行支援、就労継続支援A型、B型等があります。仕事の場で、はたらくために必要な訓練を行います。

居住支援系には、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助があります。施設やグループホームといった住まいでの支援です。

障がい児支援には、児童発達支援、放課後等デイサービス等があります。18歳までの子どもが対象で、集団での生活に慣れたり、放課後に過ごすところです。

相談支援には、計画相談や地域相談支援等があります。サービスを使うための計画をつくったり、サービスを使うための相談にのります。

**35ページ　障がい福祉サービス利用までの流れの詳細**

１と２　障がい者手帳取得の相談・申請と障がい者手帳取得

利用者本人、家族等からの相談・申請を受けます。

障がい者手帳の申請から取得までにかかる期間は、身体は１か月程度、精神・療育は3から4か月程度です。

担当は障がい福祉室１１６番窓口です。

市は手帳申請の案内を行い、本人は医師の診断書と申請書類の提出をします。療育手帳の場合は診断書は不要です。

手帳ができると、市は手帳をお渡しする時に、医療費助成や手当関係などの制度を説明します。本人は手帳を受け取ります。郵送で受け取ることもできます。

３　サービス利用相談

手帳を申請せずにサービス利用相談からスタートする場合もあります。

利用者本人、家族等からの福祉サービス利用の相談です。

担当は地域の障がい者相談支援センター、障がい福祉室１１５番窓口です。

市は障がい福祉サービスやサービス事業所の案内を行います。また、区分取得について案内します。

４　サービス利用申請・面談

障害支援区分認定調査とサービス利用意向聴取、申請を行います。

担当は障がい福祉室１１５番窓口です。

市は障害支援区分認定調査と概況調査を行います。

本人は医師の意見書と申請書類の提出をします。

５　障がい支援区分の認定

障害支援区分の認定をします。

担当は障がい福祉室１１５番窓口です。

市は認定調査票と概況調査票を作成し、市の審査会にて区分認定を行います。

６　支給決定・サービス受給者証発行

障がい福祉サービスの支給決定を行います。

申請から受給者証発行までの期間は３か月程度です。

担当は障がい福祉室１１５番窓口です。

市はサービス利用計画案の作成、支給決定起案の作成、受給者証の発行と送付を行います。

７　サービス利用開始となります。

**36ページ　障がい福祉室グループ紹介（主な業務）**

１１５番窓口です。

基幹グループでは、基幹相談支援センターとして、障がい者手帳を持つ方や支援者からの相談の受付、障がい福祉サービスの利用決定、サービス利用のための受給者証の発行、福祉サービス事業所との支援内容の調整、差別相談、成年後見市長申立てを行っています。また、虐待防止センターも担っています。

支給管理グループでは、障がい福祉サービス事業所の請求管理業務、区分認定審査会、障がい者週間の集い、バリアフリー吹田市民会議、合理的配慮庁内推進委員会などの運営を行っています。

計画グループでは、市としての方向性や目標を示す障がい者計画や障がい福祉計画の策定、障がい者就労支援、障がい福祉サービス事業所に対する補助金、人材確保支援を行っています。

116番窓口です。

もうひとつの計画グループでは、障害者支援交流センター「あいほうぷ吹田」の管理、手話言語等促進条例に伴う推進方針の進捗管理を行っています。

給付グループでは、障がい者手帳、車いすなどの福祉用具の購入費助成、手当など各種申請の受付、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

医療グループでは、重度障がい者医療費助成制度、更生医療など、医療費の負担が軽くなる制度の申請の受付を行っています。

庶務グループでは、室の庶務業務、備品管理、障がい者施設歯科検診、地域生活支援事業補助金、社会参加促進事業補助金などの各種交付申請を行っています。

**37ページ　地域の障がい者相談支援センター**

どんなところかを説明します。

将来のこと、お金の管理、ヘルパーサービスの相談、障がい者手帳の手続き、病院から退院した後の暮らしの相談など、日常生活のいろいろな困りごとについて、安心して生活を送れるように相談・サポートします。

吹田市内に７か所開設しています。

基幹相談は吹田市役所障がい福祉室、そのほか、内本町、片山・岸部、豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺、亥子谷、千里ニュータウンにあります。

障がいを持つ本人・家族など、どなたでも相談できます。

障がい者手帳を持っていなくても利用できます。

開設時間は平日の午前９時から午後５時３０分までです。

**38ページ　参考資料**

「障がい当事者会事例集　当事者発の地域共生を目指して～こころ紡ぐ、我々と～」は、吹田市地域自立支援協議会当事者会が作成した事例集です。無関心と無知にならないように知ることからはじめましょう。市ホームページにて公開中です。

「障がい者児のための防災ハンドブック」は、吹田市地域自立支援協議会当事者会が作成。防災について学び、考えたことを当事者のかたに知ってもらうためのもの。市ホームページにて公開中です。

**39ページ　参考資料（つづき）**

「障がい者、児　福祉のてびき」は、吹田市における障がい福祉サービスについてご案内するもの。窓口にて身体障がい者手帳や療育手帳の交付時に配付しています。市ホームページにて公開中です。

「吹田市地域活動支援センター（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）」の案内です。障がいがある方に創作活動や生産活動の場を提供したり、社会との交流の機会を提供する場所の紹介ページ。「毎日通うのは難しいけど、自分のペースで過ごせる場所がほしい」、「日常の困りごとや福祉サービスについて相談したい」というかたが登録して、利用できる地域活動支援センターの案内です。市ホームページにて公開中です。